

総務委員会資料

1 令和8年第2回定例会提出予定議案の説明

(1) 【議案第76号関係】

川崎市市税条例の一部を改正する条例の概要

(2) 【議案第94号関係】

川崎市市税条例の一部を改正する条例（市長の専決処分）の概要

令和8年5月27日

財政局

【議案第76号関係】

川崎市市税条例の一部を改正する条例の概要

1 固定資産税等の特例措置（わがまち特例（※1））の改正

※1 わがまち特例とは、地方税法に定める特例措置について、国が一律に定めていた特例割合を法律に定める範囲内で地方公共団体が自主的に判断し、条例で決定する仕組みをいう。

(1) 新たに規定するもの

令和8年度税制改正に伴い、特別特定建築物（※2）のうち、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に、政府の補助を受けて利便性等向上改修工事が行われた家屋の固定資産税及び都市計画税の減額割合を定めるもの（適用期間：2年度分）。

※2 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に規定する、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で、移動等円滑化が特に必要な施設（劇場、音楽堂、百貨店など）

| 対象資産（※3） | 法に定める減額割合 | | 条例で定める割合 |
|-------------------|--------------|---------|--------------------|
| | | 参酌すべき割合 | |
| 改修特別特定建築物 【家屋】 | 6分の1以上2分の1以下 | 3分の1 | <u>3分の1</u> |

※3 これまで、利便性等向上改修工事が行われた劇場・音楽堂等に限って、3分の1の減額割合が法定されていたが、幅広い用途の特別特定建築物についてバリアフリー化を後押しする観点から、対象資産に百貨店などを加えるとともに、わがまち特例とされたもの。

(2) その他

令和8年度税制改正に伴い、法に定める固定資産税の課税標準の特例割合等が改正されたため、所要の整備を行うもの。

2 軽自動車税に係る軽減措置（グリーン化特例）の延長

令和8年度税制改正に伴い、軽自動車税に係るグリーン化特例（※4）について、特例措置を2年延長するもの。

※4 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）とは、燃費性能等に優れた軽自動車（新車に限る。）について、取得した日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の税率を、その性能に応じて軽減する特例措置をいう。

3 大規模災害時における市税の減免手続に係る所要の措置

令和8年度税制改正により、個人住民税と併せて賦課徴収する森林環境税について、大規模災害（特定非常災害）（※5）時に納税義務者が災害に係る免除要件に該当することが明らかである場合には、申請書の提出がなくても免除が可能とされたことから、市税においても同様の措置を講ずるもの。

※5 特定非常災害とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」により政令で指定される災害をいう。令和8年5月現在で、東日本大震災や令和元年東日本台風など、8例の災害が指定を受けている。

4 施行期日

公布の日

川崎市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号</p> <p>(市民税の減免)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 市長は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害（以下「特定非常災害」という。）により第1項第1号に該当する者となったことが、次に掲げる事務の処理その他により把握した状況から明らかであると認める場合には、前2項の規定にかかわらず、職権により市民税を減免することができる。</u></p> <p><u>(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項の規定による同項に規定する罹災証明書の交付</u></p> <p><u>(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第3条第1項の規定による災害弔慰金の支給</u></p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第49条 固定資産税は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する固定資産であって、市長において必要があると認める場合においては、納税義務者の申請によってこれを減免する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2、3 略</p> <p><u>4 市長は、特定非常災害により第1項第1号に該当する固定資産となったことが、第34条第3項第1号に掲げる事務の処理その他により把握した状況から明らかであると認める場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、職権により固定資産税を減免することができる。</u></p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> | <p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号</p> <p>(市民税の減免)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第49条 固定資産税は、次の各号の<u>一</u>に該当する固定資産であって、市長において必要があると認める場合においては、納税義務者の申請によってこれを減免する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2、3 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第93条の2の8 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 市長は、特定非常災害により第1項の規定に該当する者となったことが、第34条第3項第1号に掲げる事務の処理その他により把握した状況から明らかであると認める場合には、前2項の規定にかかわらず、職権により特別土地保有税を減免することができる。</u></p> <p>(事業所税の減免)</p> | <p>第93条の2の8 略</p> <p>2 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(事業所税の減免)</p> |
| <p>第93条の17 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 市長は、特定非常災害により第1項の規定に該当する者となったことが、第34条第3項第1号に掲げる事務の処理その他により把握した状況から明らかであると認める場合には、前2項の規定にかかわらず、職権により事業所税を減免することができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>(<u>法附則第15条等</u>に規定する固定資産税等の課税標準の特例等)</p> | <p>第93条の17 略</p> <p>2 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>附 則</p> <p>(<u>法附則第15条、附則第15条の8及び附則第15条の9の3</u>に規定する固定資産税等の課税標準の特例等)</p> |
| <p>8 法附則第15条、<u>附則第15条の8、附則第15条の9の3及び附則第15条の11</u>に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(2) 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合 5分の4</p> <p>(3) 法<u>附則第15条第13項本文</u>に規定する条例で定める割合 5分の3</p> <p>(4) 法<u>附則第15条第13項ただし書</u>に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(5) 法<u>附則第15条第20項</u>に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(6) 法<u>附則第15条第21項第1号</u>に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(7) 法<u>附則第15条第21項第2号</u>に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(8) 法<u>附則第15条第21項第3号</u>に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(9) 法<u>附則第15条第22項第1号</u>に規定する条例で定める割合 3分の2</p> | <p>8 法附則第15条、附則第15条の8 <u>及び附則第15条の9の3</u>に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(2) 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合 5分の4</p> <p>(3) 法<u>附則第15条第14項本文</u>に規定する条例で定める割合 5分の3</p> <p>(4) 法<u>附則第15条第14項ただし書</u>に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(5) 法<u>附則第15条第21項</u>に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(6) 法<u>附則第15条第22項第1号</u>に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(7) 法<u>附則第15条第22項第2号</u>に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(8) 法<u>附則第15条第22項第3号</u>に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(9) 法<u>附則第15条第23項第1号</u>に規定する条例で定める割合 3分の2</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| (10) 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1 | (10) 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1 |
| (11) 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合 <u>3分の1</u> | (11) 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合 <u>2分の1</u> |
| (12) 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合 <u>2分の1</u> | (12) 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合 <u>14分の11</u> |
| (13) 法附則第15条第24項第3号に規定する条例で定める割合 <u>2分の1</u> | (13) 法附則第15条第25項第3号に規定する条例で定める割合 <u>12分の7</u> |
| (14) 法附則第15条第24項第4号に規定する条例で定める割合 <u>12分の7</u> | (14) 法附則第15条第25項第4号に規定する条例で定める割合 <u>3分の1</u> |
| (15) 法附則第15条第27項に規定する条例で定める割合 3分の2 | (15) 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合 3分の2 |
| (16) 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合 3分の2 | (16) 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合 3分の2 |
| (17) 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合 3分の2 | (17) 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合 3分の2 |
| (18) 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合 3分の1 | (18) 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合 3分の1 |
| (19) 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合 6分の1 | (19) 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合 6分の1 |
| (20) 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合 4分の3 | (20) 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合 4分の3 |
| (21) 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合 3分の2 | (21) 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合 3分の2 |
| (22) 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合 2分の1 | (22) 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合 2分の1 |
| <u>(23) 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合 3分の1</u> | <u>(新設)</u> |
| (利便性等向上改修工事により <u>改修特別特定建築物</u> となった家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額の申告) | (利便性等向上改修工事により <u>改修実演芸術公演施設</u> となった家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額の申告) |
| 11 法附則第15条の11第1項の <u>改修特別特定建築物</u> について、同項の規定の適用を受けようとする者は、 <u>当該改修特別特定建築物</u> に係る利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、規則で定める申告書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。 | 11 法附則第15条の11第1項の <u>改修実演芸術公演施設</u> について、同項の規定の適用を受けようとする者は、 <u>当該改修実演芸術公演施設</u> に係る利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、規則で定める申告書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。 |
| (令和8年度)以後の年度分の軽自動車税の税率の特例) | (令和5年度)以後の年度分の軽自動車税の税率の特例) |
| 25 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車が <u>令和7年4月1日から令和10年3月31日</u> までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には、当該指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げ | 25 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車が <u>令和4年4月1日から令和8年3月31日</u> までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には、当該指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げ |

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--|---------|--------|--|---------|--------|
| る規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 | | | る規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 | | |
| 第64条第1項 第2号ア(イ) | 3,900円 | 1,000円 | 第64条第1項 第2号ア(イ) | 3,900円 | 1,000円 |
| 第64条第1項 第2号ア(ウ) | 6,900円 | 1,800円 | 第64条第1項 第2号ア(ウ) | 6,900円 | 1,800円 |
| | 10,800円 | 2,700円 | | 10,800円 | 2,700円 |
| | 3,800円 | 1,000円 | | 3,800円 | 1,000円 |
| | 5,000円 | 1,300円 | | 5,000円 | 1,300円 |
| <p>26 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（同項に規定するガソリン軽自動車をいう。以下この項_____において同じ。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和7年4月1日</u>から令和8年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には、<u>令和8年度分</u>の軽自動車税に限り、第64条第1項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p><u>27</u> 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が<u>前2項</u>の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうか</p> | | | <p>26 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（同項に規定するガソリン軽自動車をいう。以下この項<u>及び次項</u>において同じ。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和4年4月1日</u>から令和8年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には、<u>当該指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税に限り、第64条第1項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p><u>27 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には、当該指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、第64条第1項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</u></p> <p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p><u>28</u> 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が<u>附則第25項から前項まで</u>の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうか</p> | | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>うかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p><u>28</u>～<u>30</u> 略</p> | <p>うかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p><u>29</u>～<u>31</u> 略</p> |

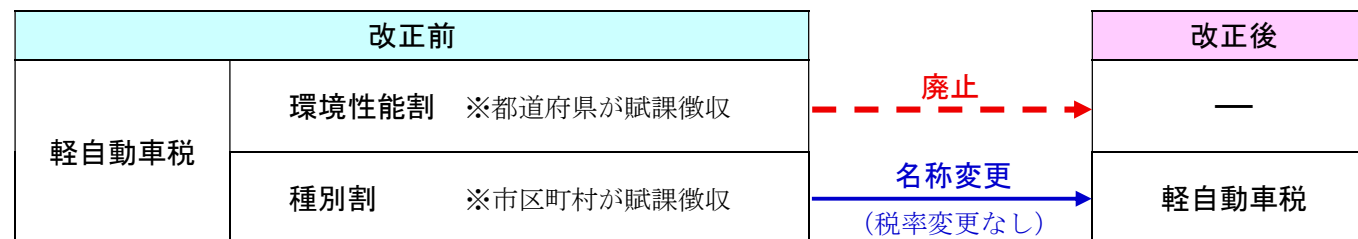
【議案第94号関係】

市長の専決処分による川崎市市税条例の一部を改正する条例の概要

1 軽自動車税の改正

令和8年度税制改正に伴い、令和8年3月31日をもって軽自動車税の環境性能割が廃止され、軽自動車税の種別割の名称が、「軽自動車税」に変更されたことから、市長の専決処分により同日付けで市税条例の関係規定について所要の整備を行ったもの。

【改正内容】



2 施行期日

令和8年4月1日

3 その他

(1) 本市の減収見込額（令和8年度予算ベース）

▲1.4億円（軽自動車税環境性能割 ▲1億円、自動車税環境性能割交付金 ▲1.3億円）

※令和8年度においては、国からの地方特例交付金によって全額補填される。

(2) 広報

- 市政だよりへの掲載（4月号）
- 納税通知書へのチラシの同封（5月8日発送）
- 市ホームページの掲載
- 市税事務所でのチラシ配架

川崎市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号 (納税証明事項)</p> <p>第14条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税<u> </u>を滞納している場合においてその旨とする。 (軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第62条 軽自動車税は<u> </u> <u> </u>、軽自動車等(法第442条第1号に規定する軽自動車等をいう。以下軽自動車税について同じ。)に対し、<u>その</u>所有者に<u> </u>課する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、軽自動車税の納税義務者等については、法第443条及び第444条に定めるところによる。 (<u>軽自動車税</u>の課税免除)</p> <p>第63条 軽自動車等のうち、商品であつて使用しないものに対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。 (<u>削除</u>)</p> <p>(<u>削除</u>)</p> | <p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号 (納税証明事項)</p> <p>第14条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税<u>の種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。 (軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第62条 軽自動車税は、<u>3輪以上の軽自動車(法第442条第5号に規定する軽自動車をいう。以下軽自動車税について同じ。)</u>に対し、<u>当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって</u>、軽自動車等(法第442条第3号に規定する軽自動車等をいう。以下軽自動車税について同じ。)に対し、<u>当該軽自動車等の所有者に種別割によって</u>課する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、軽自動車税の納税義務者等については、法第443条及び第444条に定めるところによる。 (<u>種別割</u>の課税免除)</p> <p>第63条 軽自動車等のうち、商品であつて使用しないものに対しては、<u>種別割</u>を課さない。 (<u>環境性能割の課税標準</u>)</p> <p>第63条の2 <u>環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として法施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u> (<u>環境性能割の税率</u>)</p> <p>第63条の3 <u>次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|-------------|---|
| <u>(削除)</u> | <p><u>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</u></p> <p><u>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p> <p><u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u> <u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p> |
| <u>(削除)</u> | <p><u>第63条の4 環境性能割の徴収については、法第453条に定める申告納付の方法による。</u> <u>(環境性能割の申告納付)</u></p> |
| <u>(削除)</u> | <p><u>第63条の5 第62条に定める環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項の規定により、規則で定める申告書を市長に提出するとともに、その申告した環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第2項の規定により、規則で定める報告書を市長に提出しなければならない。</u> <u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p> |
| <u>(削除)</u> | <p><u>第63条の6 環境性能割の納税義務者は、前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について、正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、100,000円以下の過料に処する。</u></p> <p><u>2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、発付の日から10日以内とする。</u> <u>(環境性能割の減免)</u></p> |
| <u>(削除)</u> | <p><u>第63条の7 次に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、市長が必要であると認めるものに対する環境性能割は、これを減免することができる。</u></p> <p><u>(1) 公益上その他の事由により、特に減免を必要とする軽自動車</u></p> <p><u>(2) 前号のほか、特別の事由があるもの</u></p> <p><u>2 前項の規定によって環境性能割の減免を受けようとする者は、規則で定める様式による申請書にその事由を証する書類を添付して納期限まで</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(<u>軽自動車税</u>の税率)</p> <p>第64条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の賦課期日)</p> <p>第65条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の納期)</p> <p>第66条 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月末日までとする。</p> <p>2 略</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の徴収の方法)</p> <p>第67条の2 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第69条 次に掲げる軽自動車等のうち、市長が<u>必要がある</u>と認めるものに対する<u>軽自動車税</u>は、これを減免することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、規則で定める様式による申請書にその事由を証する書類を添付して納期限までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由がやんだ場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告の義務)</p> <p>第70条 軽自動車等の所有者は、軽自動車等の所有者となった日から15日以内に、規則で定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に係る不申告等に関する過料)</p> | <p><u>に市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(<u>種別割</u>の税率)</p> <p>第64条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(<u>種別割</u>の賦課期日)</p> <p>第65条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>(<u>種別割</u>の納期)</p> <p>第66条 <u>種別割</u>の納期は、5月1日から同月末日までとする。</p> <p>2 略</p> <p>(<u>種別割</u>の徴収の方法)</p> <p>第67条の2 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第69条 次に掲げる軽自動車等のうち、市長が<u>必要ある</u>と認めるものに対する<u>種別割</u>は、これを減免することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、規則で定める様式による申請書にその事由を証する書類を添付して納期限までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由がやんだ場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(<u>種別割</u>に関する申告又は報告の義務)</p> <p>第70条 軽自動車等の所有者は、軽自動車等の所有者となった日から15日以内に、規則で定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(<u>種別割</u>に係る不申告等に関する過料)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第71条 軽自動車等の所有者又は法第444条第1項に規定する軽自動車等の売主は、前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について、正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、100,000円以下の過料に処する。</p> <p>2 略</p> | <p>第71条 軽自動車等の所有者又は法第444条第1項に規定する軽自動車等の売主は、前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について、正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、100,000円以下の過料に処する。</p> <p>2 略</p> |
| <p>附 則</p> <p>1～13 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> | <p>附 則</p> <p>1～13 略</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u></p> <p><u>14 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p><u>15 神奈川県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p><u>16 神奈川県知事は、当分の間、附則第14項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを法第454条第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|------|---|
| (削除) | <p><u>継人を当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> |
| (削除) | <p>17 <u>前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)</u></p> |
| (削除) | <p>18 <u>市長は、当分の間、第62条の 2 の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車（日本赤十字社が所有するものに限る。）に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の課税免除)</u></p> |
| (削除) | <p>19 <u>市長は、当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車（前項の自動車を除く。）に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u></p> |
| (削除) | <p>20 <u>市長は、当分の間、第63条の 7 の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u></p> |
| (削除) | <p>21 <u>第63条の 5 に定める申告納付については、当分の間、同条中「規則」とあるのは「法施行規則第33号の 4 様式」と、「市長」とあるのは「神奈川県知事」とする。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u></p> |
| (削除) | <p>22 <u>軽自動車税の環境性能割の税率の特例は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第63条の 3 の規定の適用に</u></p> |

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------|----------|--------|--------------------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--|-----------|--------|----------|-----------|--------|--------|-----------|--------|--------|--------------------|--------|--------|--------------------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|
| <p>(軽自動車税 _____ の税率の特例)</p> <p>14 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税 _____ に係る第64条第1項第2号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="174 850 1068 1133"> <tr> <td>第64条第1項第2号 ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第64条第1項第2号 ア(ウ)</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p>(特別土地保有税の課税の停止)</p> <p>15 平成15年以後の各年の1月1日において土地の所有者が所有する土地に対しては、第93条の2から第93条の2の8までの規定にかかわらず、当分の間、平成15年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税を課さない。</p> <p>16～24 略</p> <p>(令和5年度以後の年度分の軽自動車税 _____ の税率の特例)</p> | 第64条第1項第2号 ア(イ) | 3,900円 | 4,600円 | 第64条第1項第2号 ア(ウ) | 6,900円 | 8,200円 | 10,800円 | 12,900円 | 3,800円 | 4,500円 | 5,000円 | 6,000円 | <p>については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 256 2067 400"> <tr> <td>第63条の3第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第63条の3第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第63条の3第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p>(2) 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第63条の3第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>23 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第64条第1項第2号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 850 2067 1133"> <tr> <td>第64条第1項第2号 ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第64条第1項第2号 ア(ウ)</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p>(特別土地保有税の課税の停止)</p> <p>24 平成15年以後の各年の1月1日において土地の所有者が所有する土地に対しては、第93条の2から第93条の2の8までの規定にかかわらず、当分の間、平成15年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税を課さない。</p> <p>25～33 略</p> <p>(令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> | 第63条の3第1号 | 100分の1 | 100分の0.5 | 第63条の3第2号 | 100分の2 | 100分の1 | 第63条の3第3号 | 100分の3 | 100分の2 | 第64条第1項第2号 ア(イ) | 3,900円 | 4,600円 | 第64条第1項第2号 ア(ウ) | 6,900円 | 8,200円 | 10,800円 | 12,900円 | 3,800円 | 4,500円 | 5,000円 | 6,000円 |
| 第64条第1項第2号 ア(イ) | 3,900円 | 4,600円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第64条第1項第2号 ア(ウ) | 6,900円 | 8,200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10,800円 | 12,900円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3,800円 | 4,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5,000円 | 6,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第63条の3第1号 | 100分の1 | 100分の0.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第63条の3第2号 | 100分の2 | 100分の1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第63条の3第3号 | 100分の3 | 100分の2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第64条第1項第2号 ア(イ) | 3,900円 | 4,600円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第64条第1項第2号 ア(ウ) | 6,900円 | 8,200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10,800円 | 12,900円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3,800円 | 4,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5,000円 | 6,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

改正後

25 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には、当該指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税_____に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------------|---------|--------|
| 第64条第1項第2号ア(イ) | 3,900円 | 1,000円 |
| 第64条第1項第2号ア(ウ) | 6,900円 | 1,800円 |
| | 10,800円 | 2,700円 |
| | 3,800円 | 1,000円 |
| | 5,000円 | 1,300円 |

26 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(同項_____に規定するガソリン軽自動車をいう。以下この項及び次項において同じ。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には、当該指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税_____に限り、第64条第1項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

27 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には、当該指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別

改正前

34 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には、当該指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------------|---------|--------|
| 第64条第1項第2号ア(イ) | 3,900円 | 1,000円 |
| 第64条第1項第2号ア(ウ) | 6,900円 | 1,800円 |
| | 10,800円 | 2,700円 |
| | 3,800円 | 1,000円 |
| | 5,000円 | 1,300円 |

35 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車をいう。以下この項及び次項において同じ。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には、当該指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、第64条第1項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

36 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には、当該指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>割に限り、第64条第1項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>(軽自動車税_____の賦課徴収の特例)</p> <p>28 市長は、軽自動車税_____の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が附則第25項から前項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>29 市長は、納付すべき軽自動車税_____の額について不足額があることを第66条の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税_____に関する規定(第70条及び第71条の規定を除く。)を適用する。</p> <p>30 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税_____の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(寄附金税額控除の特例の対象とする市町村払戻請求権放棄)</p> <p>31 法附則第60条第3項に規定する条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第1項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして市長が指定するものとする。</p> | <p>割に限り、第64条第1項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>37 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が附則第34項から前項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>38 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第66条の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第70条及び第71条の規定を除く。)を適用する。</p> <p>39 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(寄附金税額控除の特例の対象とする市町村払戻請求権放棄)</p> <p>40 法附則第60条第3項に規定する条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第1項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして市長が指定するものとする。</p> |

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>○アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税<u> </u>の特例に関する条例 平成21年3月26日条例第7号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。)第4条第1項及び地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第2項の規定に基づき、軽自動車税<u> </u>の徴収の方法及び税率について、川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号。以下「市税条例」という。)の特例を定めるものとする。</p> <p>(税率の特例)</p> <p>第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等(それぞれ特例法第2条第4項から第6項までに規定する合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等をいう。以下同じ。)の所有に係る原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)に対する軽自動車税<u> </u>の税率は、市税条例第64条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 年額 500円</p> <p>(2) 軽自動車</p> <p>ア 2輪(側車付のものを含む。)又は3輪のもの 年額 1,000円</p> <p>イ 4輪以上のもの 年額 3,000円</p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額 1,000円</p> <p>(徴収の方法の特例)</p> <p>第3条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る</p> | <p>○アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税<u>の種別割</u>の特例に関する条例 平成21年3月26日条例第7号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。)第4条第1項及び地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第2項の規定に基づき、軽自動車税<u>の種別割</u>の徴収の方法及び税率について、川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号。以下「市税条例」という。)の特例を定めるものとする。</p> <p>(税率の特例)</p> <p>第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等(それぞれ特例法第2条第4項から第6項までに規定する合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等をいう。以下同じ。)の所有に係る原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)に対する軽自動車税<u>の種別割</u>の税率は、市税条例第64条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 年額 500円</p> <p>(2) 軽自動車</p> <p>ア 2輪(側車付のものを含む。)又は3輪のもの 年額 1,000円</p> <p>イ 4輪以上のもの 年額 3,000円</p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額 1,000円</p> <p>(徴収の方法の特例)</p> <p>第3条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>軽自動車等に対する軽自動車税_____は、市税条例第67条の2の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(証紙徴収の手続)</p> <p>第4条 前条の規定により証紙徴収の方法によって徴収される軽自動車税_____の納税義務者である合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等は、毎年4月中において、市が発行する規則で定める証紙を購入し、当該証紙に規則で定める納税済印を受けることにより、当該軽自動車税_____を納付しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。</p> | <p>軽自動車等に対する軽自動車税の種別割は、市税条例第67条の2の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(証紙徴収の手続)</p> <p>第4条 前条の規定により証紙徴収の方法によって徴収される軽自動車税の種別割の納税義務者である合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等は、毎年4月中において、市が発行する規則で定める証紙を購入し、当該証紙に規則で定める納税済印を受けることにより、当該軽自動車税の種別割を納付しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。</p> |

川崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------------|--------|--------|--------------------|--------|--------|---------|--------|--|-----------------------|--------|--------|--------------------|--------|--------|---------|--------|
| <p>○川崎市市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年 8 月19日 条例第26号</p> <p>附 則（平成26年 6 月23日 条例第21号）</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: right;">平成27年 3 月31日 条例第43号</p> <p style="text-align: right;">平成29年 3 月22日 条例第11号</p> <p style="text-align: right;">平成30年 6 月22日 条例第49号</p> <p>1～6 略</p> <p>7 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る川崎市市税条例の一部を改正する条例（<u>令和8年川崎市条例第23号</u>）による改正後の川崎市市税条例（以下「<u>令和8年新条例</u>」という。）<u>附則第14項</u>の規定の適用については、同項中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。</p> <p>8 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る川崎市市税条例第64条第1項第2号ア及び<u>令和8年新条例附則第14項</u>の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">川崎市市税条例第64条第1項第2号ア（イ）</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">3,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">川崎市市税条例第64条第1項第2号ア</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">5,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">7,200円</td> </tr> </table> | 川崎市市税条例第64条第1項第2号ア（イ） | 3,900円 | 3,100円 | 川崎市市税条例第64条第1項第2号ア | 6,900円 | 5,500円 | 10,800円 | 7,200円 | <p>○川崎市市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年 8 月19日 条例第26号</p> <p>附 則（平成26年 6 月23日 条例第21号）</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: right;">平成27年 3 月31日 条例第43号</p> <p style="text-align: right;">平成29年 3 月22日 条例第11号</p> <p style="text-align: right;">平成30年 6 月22日 条例第49号</p> <p>1～6 略</p> <p>7 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税<u>の種別割</u>に係る川崎市市税条例の一部を改正する条例（<u>平成29年川崎市条例第11号</u>）<u>第2条の規定</u>による改正後の川崎市市税条例（以下「<u>平成31年新条例</u>」という。）<u>附則第20項</u>の規定の適用については、同項中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。</p> <p>8 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税<u>の種別割</u>に係る川崎市市税条例第64条第1項第2号ア及び<u>平成31年新条例附則第20項</u>の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">川崎市市税条例第64条第1項第2号ア（イ）</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">3,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">川崎市市税条例第64条第1項第2号ア</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">5,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">7,200円</td> </tr> </table> | 川崎市市税条例第64条第1項第2号ア（イ） | 3,900円 | 3,100円 | 川崎市市税条例第64条第1項第2号ア | 6,900円 | 5,500円 | 10,800円 | 7,200円 |
| 川崎市市税条例第64条第1項第2号ア（イ） | 3,900円 | 3,100円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 川崎市市税条例第64条第1項第2号ア | 6,900円 | 5,500円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10,800円 | 7,200円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 川崎市市税条例第64条第1項第2号ア（イ） | 3,900円 | 3,100円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 川崎市市税条例第64条第1項第2号ア | 6,900円 | 5,500円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10,800円 | 7,200円 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---|----------------|---|--|----------------|---|
| (ウ) | 3,800円 | 3,000円 | (ウ) | 3,800円 | 3,000円 |
| | 5,000円 | 4,000円 | | 5,000円 | 4,000円 |
| <u>令和8年新条例附則第14項</u> の表以外の部分 | 第64条第1項第2号 | 川崎市市税条例の一部を改正する条例 (平成26年川崎市条例第21号。以下「改正条例」という。)附則第8項の規定により読み替えて適用される第64条第1項第2号 | <u>平成31年新条例附則第20項</u> の表以外の部分 | 第64条第1項第2号 | 川崎市市税条例の一部を改正する条例 (平成26年川崎市条例第21号。以下「改正条例」という。)附則第8項の規定により読み替えて適用される第64条第1項第2号 |
| <u>令和8年新条例附則第14項</u> の表第64条第1項第2号ア(イ)の項 | 第64条第1項第2号ア(イ) | 改正条例附則第8項の規定により読み替えて適用される第64条第1項第2号ア(イ) | <u>平成31年新条例附則第20項</u> の表第64条第1項第2号ア(イ)の項 | 第64条第1項第2号ア(イ) | 改正条例附則第8項の規定により読み替えて適用される第64条第1項第2号ア(イ) |
| | 3,900円 | 3,100円 | | 3,900円 | 3,100円 |
| <u>令和8年新条例附則第14項</u> の表第64条第1項第2号ア(ウ)の項 | 第64条第1項第2号ア(ウ) | 改正条例附則第8項の規定により読み替えて適用される第64条第1項第2号ア(ウ) | <u>平成31年新条例附則第20項</u> の表第64条第1項第2号ア(ウ)の項 | 第64条第1項第2号ア(ウ) | 改正条例附則第8項の規定により読み替えて適用される第64条第1項第2号ア(ウ) |
| | 6,900円 | 5,500円 | | 6,900円 | 5,500円 |
| | 10,800円 | 7,200円 | | 10,800円 | 7,200円 |
| | 3,800円 | 3,000円 | | 3,800円 | 3,000円 |
| | 5,000円 | 4,000円 | | 5,000円 | 4,000円 |